

国際卓越研究大学の認定に向けたガバナンス改革と国立大学法人の規制改革の 具体の方向性について

1. ガバナンス改革

- 国際卓越研究大学の認定に向けて必要な国立大学法人のガバナンスについては、CSTI及び「世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改革等のための検討会議」における議論を踏まえ、
 - ・ 国立大学法人法の改正が必要な内容は同法の改正案に盛り込み、
 - ・ その他の内容は国際卓越研究大学の認定等に係る審査でカバーする立て付けで構築する方向で整理。
- 国立大学法人法の改正案では、
 - ・ 中期目標への意見・中期計画の作成等（運営方針）の決議、決議内容に基づく法人運営の監督、学長選考の基準など学長選考に関する事項について学長選考・監察会議に意見を述べることができる機能^{を有する合議体}※
について規定。
- **合議体は、一定水準の規模を有する法人は必置（その他法人は選択制）。**

※合議体の構成及び委員について

- ・ 合議体の委員は、学長選考・監察会議との協議を経て、文科大臣の承認を得た上で、学長が任命。
- ・ 合議体の構成員は委員（3名以上）及び学長（学長選考に関する事項の議論の際は、学長は参加不可）。

2. 規制改革

- CSTIにおける議論も踏まえ、全ての国立大学法人に対する長期借入や債券発行要件を緩和し、文科大臣の認可を受けた土地の貸付計画に基づく個別の貸付に当たっては認可から届出に変更する。
- 合議体を設置する国立大学法人については、大学独自基金に係る繰越協議の適用除外も可能とし、財務経営基盤の強化を加速させる。

令和5年12月6日
文部科学省 高等教育局

本国立大学法人法改正法案の作成過程において、国際卓越研究大学が否かにかかわらず、一定の大規模な法人に合議体を必置とし、その他は選択できる仕組みとする形を原案とした際の考え方の整理及びその時期について

国立大学が国際卓越研究大学となる上で必要となる経営方針を定めるための合議体の設置を可能とする措置を講ずるため、具体的な法制上の検討を進めてきたところ、その過程において、

国立大学法人法においては、全ての国立大学法人の組織及び運営について定めているところ、申請するか否かが大学の自由な意思に任ざれている国際卓越研究大学についてのみ、組織の根幹となるガバナンスを変えるのは法制上難しいことが判明してきたこと

また、総合科学技術・イノベーション会議がとりまとめた「世界と伍する研究大学の在り方について」において示された合議体が必要な理由（多様なステークホルダーとの対話、財源の多様化への対応等）は国際卓越研究大学以外の大学にも当てはまるものであったこと

を踏まえ、この理由に該当するような国立大学法人は合議体を設置する制度、すなわち多様なステークホルダーを有する事業規模が特に大きな国立大学法人には合議体を設けることとしつつ、当該理由に該当すると自ら判断する国立大学法人にも設置を可能とする制度を原案とすることを、高等教育局において決めたものである。

以上の整理については、令和5年5月24日に高等教育局内で打ち合わせを行い、高等教育局としての原案を決め、令和5年6月1日に国際卓越研究大学に申請中の大学に対し、固まった案ではないものの検討状況として内々に説明した。

令和5年7～8月にかけて国立大学協会や国際卓越研究大学に申請中であった
国立大学法人の学長との意見交換の実施状況

- 7月14日 永田 国立大学協会会長・国立大学法人筑波大学学長
【説明者】 高等教育局長 他
【時間】 40分程度
- 7月20日 松尾 国立大学法人東海国立大学機構機構長
【説明者】 高等教育局国立大学法人支援課長 他
【時間】 1時間程度
- 7月20日 西尾 国立大学法人大阪大学学長
【説明者】 高等教育局国立大学法人支援課長 他
【時間】 1時間程度
- 7月26日 田中 国立大学法人東京医科歯科大学学長
【説明者】 高等教育局国立大学法人支援課長 他
【時間】 1時間程度
- 7月26日 益 国立大学法人東京工業大学学長
【説明者】 高等教育局国立大学法人支援課長 他
【時間】 1時間程度
- 8月1日 藤井 国立大学法人東京大学学長
【説明者】 高等教育局国立大学法人支援課長 他
【時間】 1時間程度
- 8月2日 大野 国立大学法人東北大学学長
【説明者】 高等教育局国立大学法人支援課長 他
【時間】 1時間程度
- 8月3日 村田 国立大学協会常務理事・事務局長
【説明者】 高等教育局国立大学法人支援課長補佐 他
【時間】 30分程度
- 8月4日 湊 国立大学法人京都大学学長
【説明者】 高等教育局国立大学法人支援課長 他
【時間】 1時間程度
- 8月9日 石橋 国立大学法人九州大学学長
【説明者】 高等教育局国立大学法人支援課長 他
【時間】 1時間程度
- 8月21日 石橋 国立大学法人九州大学学長
【説明者】 高等教育局国立大学法人支援課長 他
【時間】 30分程度

○池田政府参考人 お答え申し上げます。総合科学技術・イノベーション会議が令和四年二月一日に取りまとめた「世界と伍する研究大学の在り方について」を踏まえ、文部科学省におきまして、国立大学法人法における合議体の位置づけについて、具体的な検討を開始いたしました。

文部科学省が法制上の検討を進める上で、本年七月から八月にかけて、国立大学協会や、国際卓越研究大学に申請中であつた国立大学法人の学長とも意見交換を実施して、国際卓越研究大学であるか否かにかかわらず、大学の活動の充実に必要な運営機能を強化するという観点から、事業規模が特に大きい五つの国立大学法人については、運営方針会議を必置とするとともに、その他の国立大学法人については、文部科学大臣の承認を受けて運営方針会議を設置することも可能であるという方向性を整理したところでございます。

その後、科学技術・学術審議会の大学研究力強化委員会や、総合科学技術・イノベーション会議の有識者議員懇談会、そして、国立大学協会の会議などにおいて、改正案の内容をお示ししながら法律案をまとめたところでございます。

○宮本(岳)委員 七月から八月にかけて、政府内で検討した、また個別に意見を聞いたというんですけれども、教職員含めて、国立大学関係者にちゃんと説明したり、協議をしたりする場を持って、本当に納得を得ながら進めてきたのか。どうなんですか。国立大学関係者に説明する場というのは、どれだけ持ったんですか。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。先ほど申し上げましたとおり、国際卓越研究大学に申請中であつた国立大学の学長を始め、基本的には学長にお話をしたということでございますので、執行部や学内で一定程度共有されたかと思ひますし、それから、国立大学協会に対しても御説明を申し上げてきたということでございます。

※この議事速報(未定稿)は、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

校地、校舎等の施設及び設備について①

改正前

校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとされていたほか、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に、運動場を設けるものとされ、体育館も原則必置とされていた。

審議まとめにおいて、空地は、教員と学生、学生同士の交流の場として再整理することとされ、運動場等は各大学の実情や必要性に応じて整備を行うべき施設とすることとされた。

改正後

- 校地（空地）について、教員と学生、学生同士の交流の場としての役割についても明確化
- 運動場・体育館等のスポーツ施設、講堂、寄宿舍・課外活動施設等の厚生補導施設について、必要に応じ設ける施設として一般化

（校地）

第三十四条 校地は、**学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち**、校舎の敷地には、学生が**交流、休息**その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

2・3 [略]

（運動場等）

第三十五条 大学は、学生に対する**教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舍、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。**

50